
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 6 年下川町議会定例会を再開し、3 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 3 月定例会議の運営について、去る 2 月 27 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

3 月定例会議の提案事項については、町長提案が 39 件で、内容は、令和 7 年度町政執行方針及び教育行政執行方針、行政報告 3 件、条例制定 3 件、条例改正 13 件、一般議案 3 件、補正予算 7 件、令和 7 年度各種会計予算 7 件、諮問 1 件でありました。

また、議会提案は 4 件で、内容は、委員会報告 1 件、会議案 3 件であります。

これらの状況を考慮し、3 月定例会議の審議を要する期間については、本日 3 月 6 日から 17 日までの 12 日間とすることとし、本会議については、本日 6 日、13 日及び 17 日の 3 日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。一般議案の「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について」は、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

また、令和 7 年度下川町各種会計予算 7 件は、予算審査特別委員会を設置して審査を付託し、今定例会議中の 10 日、11 日及び 14 日の 3 日間の日程で審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件 31 件、議会提案 4 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問についてですが、13 日に行い、通告期限は、3 月 7 日、午前 10 時までとしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、お諮りします。

委員長の報告のとおり、3月定例会議の審議を要する期間について、本日6日から17日までの12日間としてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認め、3月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日6日から17日までの12日間とします。

○議長(我孫子洋昌君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(我孫子洋昌君) 日程第4 町長より「令和7年度町政執行方針」の表明があります。

○町長(田村泰司君) おはようございます。令和7年度の町政執行方針を述べさせていただきます前に、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件16件、単行案件3件、予算案件14件、諮問1件の計34件のほか、3件について行政報告をさせていただくものでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして、御指導等を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。それでは、令和7年度の町政執行方針を述べさせていただきます。

令和6年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力により、幾多の困難を乗り越え、現在ではSDGs未来都市など地域づくりのモデル自治体の一つであると言われております。

しかし、地域の現状は極めて厳しい状況であり、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など、多くの課題が山積しております。

この難局を乗り越えるため、社会環境の変化や多様化する町民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「2030年における下川町のありたい姿」の7つの目標の実現を目指し、その下支えとなる第9次行政改革大綱を着実に実行するとともに、施策・事業の実施に当たっては、脱炭素のまちづくりを念頭において進めてまいります。地域課題の解決と下川町の将来に向けた各種施策・事業を積極的に展開してまいりますので、議員並びに町民の皆さまにおかれましては、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度予算は、行財政の継続性に配慮しつつ、山積する課題を先送りすることなく、地域課題の解決と地域の活性化を図るため、積極的な各種施策の展開に留意し、予算

編成を行ったところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で60億6,600万円、対前年度比8.1%増、
介護保険特別会計で8億669万円、対前年度比1.2%増、
国民健康保険事業特別会計で4億8,503万円、対前年度比1.2%減、
後期高齢者医療特別会計で7,387万円、対前年度比3.1%増、
下水道事業会計で5億948万8,000円、対前年度比3.1%減、
簡易水道事業会計で3億2,129万8,000円、対前年度比32.6%減、
病院事業会計で6億4,813万円、対前年度比7.2%増、
7会計総額では89億1,050万6,000円で、対前年度比3.8%増となりました。
第6期下川町総合計画の分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。
第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進など、福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全・安心な自立した生活を送り、適切な介護予防サービスが受けられるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営と、効率性・効果性を検討するとともに、在宅における介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うとともに、各福祉医療施設の連携強化を図り、「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後もしば細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、町民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、第9期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

このほか、令和6年度に高校生までに拡大しました医療費にかかる一部負担金の助成を継続し、子育て世代の経済的負担の軽減と、子供の健康保持・増進を図ってまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

歯科診療所の閉鎖により、町内での歯科予防、治療は不便な状態であるため、歯科診療所の開業、誘致に対して支援を行い、歯科保健及び歯科医療の提供体制の確保に努めてまいります。

このほか、高血圧、肥満による重症化が多い本町の実態から、生活習慣病の発症や重症

化を予防し、健康寿命の延伸とＱＯＬ（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、各種健診、がん検診、健康相談及び健康教育を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに関係部署・機関との連携に努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種につきましては、医療機関と連携し、被接種者が予防の有効性を理解した上で効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第４は、医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」及び超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担っており、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問診療・訪問看護にも積極的に取り組むほか、各種加算取得等による診療報酬の増など、収益の確保に努めるとともに、安定した医療体制や医療安全を確保するため、医療機器の更新や人材確保を行い、患者サービスの向上に努めてまいります。

また、専門的な治療につきましては、名寄市立総合病院等との医療連携ネットワークをいかして、機能・役割分担を図るとともに、在宅等への復帰支援や町内福祉介護施設と連携し、町民が安心して医療が受けられるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症につきましては、国の動向を確認しながら、患者対応と院内における感染対策に取り組んでまいります。

第５は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護予防事業の取り組みに努めてまいります。

また、日常生活支援、介護サービスなどについての相談支援、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、見守りシステムと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活が送れるよう施策を推進してまいります。

また、認知症の予防、普及啓発など、住民同士で支え合いのできる地域づくりを推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉の要であることから、適正かつ持続可能な運営を図ってまいります。

また、老朽化が進む施設・設備等の適切な改修、更新を年次的に進めるとともに、ＩＣＴ化や各種センサー等の環境整備を行うなど、利用者に寄り添ったサービスの充実に努めてまいります。

第６は、子ども・子育て支援の充実であります。

下川町認定こども園「こどものもり」においては、一時保育の拡充を図るとともに、教育と保育の充実と保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、子育て世代包

括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び子育て支援を推進するとともに、子育て世代との対話によるサービスの充実を図ってまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設「山びこ学園」の運営につきましては、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した生活支援の充実を図り、生活支援員等の人材確保と育成により、個々の障がい特性に応じたサービス提供の維持向上に努めてまいります。

また、「山びこ学園」及びグループホーム「ういる」の入居者が、安全・安心で快適に生活できる環境づくりに努めるとともに、地域の方々との交流活動や農福連携等を深めながら、日中活動支援の幅を広げて、利用者一人一人に寄り添い「自分らしく」生き生きと過ごせる機会の提供に努めてまいります。

次に、第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

第6期下川町総合計画の将来像「ありたい姿」を達成するための7つの目標の一つ、「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を実現していくために、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育についてであります。

学校教育につきましては、これまで小中連携教育に取り組んでまいりましたが、より質の高い学校教育を推進していくため、小中一貫教育を開始し、義務教育9年間を見通した学校づくりに努めてまいります。

また、これらを実現する手段の一つとして、令和6年度において更新した学校内外で活用することができるICT端末の積極的な活用と環境整備に努めてまいります。

次に、下川商業高等学校の支援につきましては、地域とともに特色ある学校づくりを支援してまいります。

第2は、生涯学習についてであります。

町民が潤いのある生活をするため、生涯各期における自主学習、スポーツ・文化活動を支援してまいります。

また、公民館につきましては、「生涯学習活動」のために利用しやすい施設にできるよう、検討を進めてまいります。

第3は、生涯スポーツの振興についてであります。

町民の健康に対する関心が高まっており、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる生涯スポーツを支援してまいります。

また、各種競技大会の内容やスポーツ団体活動等の支援をするとともに、安全・安心に活用できる施設環境を維持してまいります。

さらに、ノルディックスキー競技において、引き続き専門指導員を中心に、幼小中高一

貫指導による選手の育成を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興についてであります。

個性あふれる文化活動の支援をするとともに、芸術文化に触れる機会を確保してまいります。

また、町民の皆さまの郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の普及に努めるとともに、文化財の保護に努めてまいります。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、景観・公園の整備についてであります。

公園は、幅広い年齢層による自然とのふれあいやレクリエーション等の多様な活動の拠点となっていることから、安全・安心で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

第2は、住宅対策についてであります。

これまで、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき実施してまいりましたが、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に合わせ「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、計画的な公営住宅等の整備や改修等、住環境の整備を進めてまいります。

また、個人住宅への建築改修等の支援や民間賃貸住宅建築への支援など、民間活力を最大限に活用した効率的で効果的な住宅施策を推進してまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や解体費用を支援し、快適で安全・安心な暮らしを確保するとともに、空き家調査や空き家バンクの運営、ペット対応住宅調査など、空き家流動化促進に向けた取り組みを進め、慢性的な住宅不足の解消に努めてまいります。

第3は、道路・橋梁の整備についてであります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の改良や維持補修を実施するとともに、橋梁の長寿命化を計画的に進めてまいります。

また、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第4は、積雪対策についてであります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、ICT技術を活用した効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における自主的な排雪処理や屋根の雪下ろしを支援し、冬期間の安全で快適な住環境の確保に努めてまいります。

第5は、上水道事業についてであります。

安全・安心で安定した水道水の供給のため、「簡易水道事業全体計画」に基づき、水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「水道事業における経営戦略」の改定を進めてまいります。

簡易水道事業の公営企業法適用につきましては、引き続き実施体制の整備を進めてまいります。

営農飲雑用水施設につきましては、年次計画に基づいた改修を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

第6は、下水道事業についてであります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、上水道事業同様に「下水道事業における経営戦略」の改定を進めてまいります。

下水道事業の公営企業法適用につきましては、引き続き実施体制の整備を進めてまいります。

第7は、公共交通の対策についてであります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として、基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全・安心な暮らしを確保し、利便性の向上に努めてまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用し、地元商店等からの宅配を実施し、住民の生活支援及び地域公共交通の維持のため、これまで実証をしてきた事業の利用拡大や運用効率化に取り組み、事業化を進めてまいります。

第8は、環境保全の対策についてであります。

1点目は、「2050ゼロカーボンしもかわ」の実現に向けた取り組みであります。

地球温暖化に伴う「気候変動」によって、重大な危機に直面しており、世界各地で干ばつや豪雨、海面の上昇、熱波による山火事、大型台風など、想定外の甚大な自然災害が多発しており、今や「気候危機」とも言われ、喫緊の課題となっています。

令和6年11月に閉幕したCOP29では、炭素排出による気候へのダメージを抑えるための資金拠出やクリーンエネルギーへの移行などが議論の焦点となり、国連の事務総長が「地球の気温上昇を摂氏1.5度に抑えるための最後のカウントダウンに入っている」と述べられるなど、1.5度目標を達成するための残り時間が少なくなっており、早急に行動を取る必要があると確認がなされました。

国内においては、2050年までの温室効果ガスの排出実質ゼロ、2030年度の削減目標として、2013年度から46%削減など、脱炭素社会を実現するため、地域脱炭素ロードマップが示されているところであります。

本町におきましても、令和6年3月に策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標「カーボンネガティブ」の達成に向けて、温室効果ガス排出削減の取り組みへの支援や普及啓発などを推進してまいります。

2点目は、廃棄物処理及び公衆衛生対策についてであります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は、名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されており、過大な維持管理費などが課題でありましたが、その解決のため、名寄地区一般廃棄物中間処理施設の建設が昨年度に着工されたところであり、引き続き各関係機関と連携して令和9年度の稼働を目指してまいります。

さらに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する経費を助成し、引き続き動物の愛護と適切な飼養管理の推進を図るとともに、生活環境の改善を図ってまいります。

第9は、交通安全・防犯・犯罪被害者等支援の対策についてであります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関との連携強化により、下川町は、昨年7月26日に交通事故死ゼロ「3333日」を達成し、現在もゼロ更新を続けているところであります。

引き続き町民一人一人の交通安全・防犯意識の高揚を図り、安全・安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

また、運転に不安を感じる高齢者が免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、関係機関とともに高齢者の運転免許証自主返納を推進してまいります。

犯罪被害者等支援対策については、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を受けた被害者及びその家族等に対して、受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、町民が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援を適切に途切れることのないよう、施策を推進してまいります。

第10は、消費生活対策についてであります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、遊休品の資源化による埋立ごみの減量化や地域コミュニティを醸成するため、消費者協会が運営する「ばくりっこ」を実施し、地域のにぎわいを創出するとともに、様々な活動を通じて環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第11は、消防・救急救助対策についてであります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新及び消火栓の更新を進め、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力の充実強化を推進してまいります。

さらに、様々な救急事案に対応するため、感染防止対策を徹底し、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第12は、危機管理についてであります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図るとともに、防災と福祉の連携による避難行動要支援者個別計画策定の推進と、共助の要となる自主防災組織の結成を推進してまいります。

第13は、情報化の推進についてであります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、情報通信技術の進展の動向や情報提供方法等について調査研究をし、情報格差が生じないよう従来の紙媒体による情報提供を併用しながら、ホームページ、スマホ役場、地デジ広報等のデジタル媒体を活用した情報提供の充実に努めてまいります。

デジタル情報の通信施設である、町内全域の公設の光ファイバー網等の地域情報通信基

盤施設の維持管理につきましては、令和7年度以降、民間電気通信事業者へ譲渡いたしますが、光ファイバー網等を活用した難視聴地域への地上デジタルテレビ放送については、引き続き管理運用してまいります。

また、各家庭等に設置しているIP告知端末（行政情報告知端末）につきましては、配信設備の老朽化等により令和6年度末をもって運用を廃止し、機器等の撤去事業を行ってまいります。

次に、第4点目の「産業」であります。全産業に共通する人材不足やエネルギーコストの高騰などに対応するため、下川町産業振興基本条例に基づく全産業横断的な審議の場を創出するとともに、人材確保やデジタル技術の活用、エネルギーコストの削減に資する取り組みを積極的に支援しながら、次の4項目を重点に推進いたします。

第1は、農業についてであります。

農業においては、飼料、肥料やエネルギー価格の高騰など、生産コストに影響し、経営環境は厳しい状況にあるとともに、高齢化や後継者不足に加え、国の農業政策により農業を取り巻く情勢は厳しく、大きく変わりゆく時代にあります。

このような情勢に対応し、農業者を支えるため、次の6点を重点に農業施策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策についてであります。

農業振興は、地域の活力を維持するために極めて重要であることから、関係機関と連携し農業者に対する支援を講じてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進についてであります。

農村が持つ多面的な機能が発揮できるよう、日本型直接支払制度を活用して集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理者による土壌改良施設の効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備についてであります。

農業委員会と連携を図り、農地利用の集積化を図ってまいります。

また、自給飼料の生産性向上のため、草地整備改良などを支援してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備についてであります。

生産性向上を図るため、暑熱対策やビニールハウスの更新、ホワイトアスパラ栽培の資材費などに対して支援してまいります。

また、JA北はるかが実施するアスパラ自動選別機の更新費用に対して支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化についてであります。

農業経営の安定化を図るため、各農業関係の公共施設の円滑な運営や支援をしてまいります。

町営サンル牧場は、指定管理者による良質な粗飼料の生産及び飼養コストと労働時間の軽減を図り、酪農の経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と育苗作業抑制のため、生産者の利活用を支援してまいります。

農産物加工研究所は、公設民営方式により下川事業協同組合へ移行しておりますが、特

産品であるトマトジュースの製造販売、民間知見による業務効率化と販路拡大を目指してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成についてであります。

新規就農者の支援や確保に取り組むとともに、農業分野の労働力を確保して農業生産力を維持するため、外国人実習生の渡航費に対して支援してまいります。

第2は、林業・林産業についてであります。

林業・林産業においては、住宅をはじめとする木造建築物の着工数が減少するなど需要抑制の状況が続いているほか、エネルギーコストの高騰が経営を圧迫するなど厳しい状況が続いておりますが、木材製品価格の競争力強化のため、低コストで効率的な林業・林産業の構築により収益の向上を目指していく必要があります。

このため、豊かな森林資源を基盤とした雇用の確保、木材産業の安定化と地域経済の活性化を図るとともに、エネルギーの地消地産に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施や上川北部森林管理署と連携して原木ストックヤードを共同で管理し、機動的な木材の安定供給による地域の林業・林産業の活性化を図ってまいります。

また、私有林整備に対する支援を推進し、民有林施業の活性化を図ってまいります。

2点目は、路網整備の推進についてであります。

森林施業の効率化と生産コストの低減を図るため、計画的に林道の開設・改良事業を行い、地域林業の振興を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化についてであります。

林業・林産業における人材の確保や育成に向けて、旭川農業高校森林科学科や関係機関との協力体制を継続してまいります。

4点目は、林業・林産業の振興についてであります。

林業・林産業の振興を図るため、設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへ支援を行い、経営基盤の強化や安定化を図ってまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進についてであります。

木質原料製造施設の管理、運営を行い、安定した木質燃料の供給体制を推進してまいります。

6点目は、森林の利活用についてであります。

森林や林業の理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止についてであります。

野生鳥獣による生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊により、野生動物への理解を深めるための普及啓発や、野生動物の生息環境保全などの予防活動、町民の生活圏と野生動物の生息域を棲み分ける対策を

推進してまいります。

第4は、商工業であります。

商工業におきましては、人口減少や経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点に商工業施策を推進してまいります。

1点目は、商工業振興についてであります。

中小企業事業者に対し、経営基盤強化、起業化促進、資金調達などを支援して、雇用の維持や創出とともに地域経済の活性化を図ってまいります。特に事業承継につきましては、関係機関と連携し、円滑な事業承継が進むよう支援してまいります。

また、商工会と連携して、行政ポイントの発行と普及啓発を行い、消費の域内循環と政策効果の向上を図るとともに、特定地域づくり事業を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

観光振興では、アイスクャンドルミュージアムなどのイベントを核とした交流人口の拡大や体験型観光の需要増加の流れを捉え、入り込み客数拡大を図ってまいります。

また、五味温泉の運営につきましては、指定管理者と連携し、地域活性化起業人による外部人材の導入や経営改善に取り組んでまいります。

経済交流の拡大では、母村であります郡上市や横浜市戸塚区、誘致企業であるスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社、戸田建設株式会社などとの経済交流を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジについてであります。

地域活力の再生と集落創生のため、一の橋地域において集落の自立と持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、資材の高騰など厳しい運営状況は続きますが、生産量の増加を図るなど、安定的な運営を目指してまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携についてであります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、多くの団体等との意見交換を通じて、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりについてであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆さまが主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、生物多様性保全、脱炭素などの社会潮流と下川町の強みや地域課題を結び付けた取り組みの実行など「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

また、令和6年3月に創設した中間支援組織「一般財団法人しもかわ地域振興機構」とは、地域の課題、まちづくりの方向性を共有し、連携して取り組むとともに、しもかわ財団の体制強化への支援を行うことで、これまで行ってきた移住促進活動に加えて、定住促進活動を強化し、「つなぎ、ささえ、つくる」を活動方針として、「住みたい、住み続けた

いまちづくり」を進めてまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営についてであります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の7つの目標の実現に向けて、限られた財源の中で、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証を行ってまいります。

また、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化と、住民が利用する行政サービスのオンライン手続の推進などによる利便性向上を図るため、地域活性化起業人による外部人材を登用し、令和7年度での自治体情報システムの標準準拠システムへの移行や、令和6年10月からリニューアルしたスマホ役場に実装するメニューを増やすなど、自治体DXを積極的に推進してまいります。

第2は、持続可能な財政運営についてであります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

また、老朽化した役場庁舎、消防庁舎について、今後の方針、方向性を議論するとともに、将来を見据えて公共施設の機能統合・整理・再編について検討を進めてまいります。

町税等につきましては、税負担の公平性を確保するため課税客体の把握に努めるとともに、滞納整理の早期着手の取り組みなど収納率の向上に引き続き努力を払い、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、町政執行に対する所信の一端を申し上げましたが、町民、職員の新たなチャレンジを大切に、子供からお年寄りまで、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会を構築し、町民の皆さまが「住み続けようと思うまち・住み続けられるまち」の未来を創ってまいる決意でありますので、議員並びに町民の皆さまのより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、令和7年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で令和7年度町政執行方針を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 教育長より「令和7年度教育行政執行方針」の表明があります。

教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 私から、令和7年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。

令和6年下川町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げます。議会並びに町民の皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年4月に発表された人口推計によりますと、

2070年の人口は2020年の約7割となり、65歳以上は約4割に達するとされています。このことは、子供の数が減少するとともに、子供の成長を支える大人たちの人口も減少し高齢化するものと考えます。子供たちの人口減少により学習できたことや体験できたことができなくなる、若しくは困難になることを意味し、子供たちを支えてきた大人たちの人口減少により、子供たちの支援はますます厳しくなるものと懸念しています。

このような将来人口推計の中で、2030年における下川町のありたい姿「子どもたちの未来と未来世代の幸せを育むまち」として、現在と未来に向けた施策を推進する必要があります。教育委員会としては、学習や部活動の機会に子供の希望がかなえられるよう取り組むとともに、将来の推計に基づいて施策の縮小や廃止などを行い、限られた人的資源を将来担うであろう子供たちに集中的に投ずることが重要と考えます。このことは、持続可能な社会づくりを育む教育として必要なことと認識しております。

以上のことから、教育委員会として令和7年度に取り組む重点施策を申し述べます。

1点目は「義務教育9年間を見通した質の高い教育の実現」です。

具体的には「施設分離型の小中一貫校」の推進です。既に教職員の乗り入れ授業などの取り組みが行われておりますが、「15歳のめざす姿」の達成に向けてそれぞれの教育実践を線で結び、9年間の系統的な取り組みにするものです。

令和7年4月から開始し、「小中一貫教育推進委員会」を起点として、小中学校の中間・学期末評価を基に学校運営協議会で教育目標の熟議や学校経営方針を確認しながら、小中学校内で組織する委員会の中で教育目標を討議いたします。その後、学校運営協議会の承認を経て、小中一貫教育推進委員会にて学校経営方針を検証するなど、重層的に教育目標を策定いたします。令和8年度以降は制定された新たな教育目標を評価・検証しながら改善を図るものです。これらの取り組みを効果的に実践するためには教職員の尽力が不可欠であり、9年間の取り組みを自覚し、教育の質を向上させることが必要であります。あくまでも主役は児童生徒であり、「15歳のめざす姿」の実現に向けて教育内容を進めていきます。これらの取り組みのために教育行政機関と学校現場を橋渡しする教育推進アドバイザーを引き続き配置してまいります。

今後については、小学校と中学校は現在の校舎を活用しますので見た目は変わりませんが、社会人口動態の推移を見極め、義務教育学校への移行も視野に入れていきます。施設分離型の小中一貫教育の推進と並行して調査研究を進めてまいります。

2点目は「多様な学習の機会の創出」です。

学校教育について、令和7年度はGIGAスクール構想に基づき、児童生徒全員に導入したタブレット端末を活用してまいります。

また、様々な事情によって登校することができない児童生徒に対しても、インターネットを通じての授業参加、学校からの課題等の提供や児童生徒からの提出が可能となり、学習機会を確保してまいります。

次に、特別支援教育につきましては、児童生徒個々の特徴に応じたステージごとの教育環境を提供する必要があり、学校内における教職員の適正配置や一対一で対応を要する児童生徒をはじめとして、通常学級と特別支援学級を柔軟に運用できる支援体制を整えるために特別支援教育支援員及び教育支援員を配置いたします。

また、新入学する児童の特別な支援を要する児童につきましては、保育機関である「認

定こども園」との情報共有を適切に行い、「認定こども園」との有意義な情報交流や「スタートカリキュラム」の作成及び実践により、新1年生が不安なく入学できる体制を整えてまいります。

「小中一貫教育」にも関連いたしますが、「総合的な学習の時間」では、9年間を見通した取り組みになるよう、令和7年度中に教育内容を再検討し、「まちづくり」「森林環境教育」「キャリア教育」を学習内容の柱に据えてまいります。

次に、部活動の地域移行につきましては、令和7年度中に「スポーツ文化クラブ」を設置し、移行が可能な種目から取り組んでまいります。

また、周辺自治体との広域連携により、移行を検討するとともに、広域の中で子供たちが希望する部活動等に取り組むことができるよう検討してまいります。

次に、生涯学習につきましては、スポーツや文化芸術は、年齢に関係なく、親しみながら御自身が進んで取り組むことは、人生の充実につながります。

また、複数人で学ぶことや興味を示される方々に教示いただくことに発展することは、良好な人間関係を築くきっかけになります。

公民館としては、自ら実践したい、学びを深めたい、多くの方々と楽しみたいなど、人生にとって潤いを与える芸術文化の取り組みを後押ししてまいります。

特に文化交流については、本町の母村である「郡上市」との交流連携を図ってまいります。子供の交流では、郡上市高鷲^{たかす}中学校と下川中学校の中学生の相互交流を目指します。

当町の「上名寄郷土芸能保存会」と郡上市の「郡上踊り保存会」との交流を継続し、伝承の機運を醸成しながら、次世代へつないでまいります。「母村」郡上市との交流は、「伝える、つなぐ、深める、高める」を念頭に、文化、人的、経済まで幅広い範囲に及ぶものを考え、文化交流はその柱の一つであります。史実の相互理解を通じて町民の皆さまに理解を深めていただき、両市町の間を更に深めることも重要と考えております。

3点目は「地域住民と連携する教育」についてです。

下川町の歴史や様々な経過に対して知見を有する方に「語り部^{かたべ}」を担っていただき、児童生徒に対する歴史やふるさと交流館など先人が残された歴史財を解説できる体制を継続いたします。また、町外からお越しの方々に対しても説明できるよう調整してまいります。

児童室においては、児童自らが来室し、放課後児童対策として見守りする機能を有します。児童室は児童厚生施設であり、健全な遊びを与えて健康の増進や情操を豊かにする施設です。子供は家庭が責任を持って育てることが基本でありますので、保護者説明会などを通じて児童室の適正な利用と役割分担の明確化を図ってまいります。

公民館の利活用については、「町民に使用していただける施設」を念頭に置き、使用規範を随時見直してまいります。また、利活用を進めるために積極的に使用して文化教育活動を高めていただくよう周知するとともに、「公民館の在り方」を考察して、必要に応じて仕組みの改正を検討してまいります。

スキージャンプ選手の育成については、先人の取り組みが現在まで継続され、著名な選手を輩出しており、下川町の誇りとして、まちづくりに多大なる価値を有します。今後におきましても、下川町の優位性が発揮できるスキージャンプ選手の育成と町外から育成を

希望される生徒を受け入れする宿泊交流施設の維持管理を継続してまいります。

下川商業高校の生徒確保につきましては、様々な振興施策を講じながら引き続き積極的に取り組んでまいります。進学先確保とともに、高校の存否は下川町のまちづくりに大きな影響を及ぼしますので、様々な角度から情報収集を進めてまいります。

また、数年後に名寄管内の中学卒業生は 25%ほど減少すると予想されていますが、可能な限り維持できるよう関係機関に働きかけてまいります。なお、スキージャンプ選手の育成のために下川商業高校に入学を目指すことができる利点についても、全国各地に向けて情報発信するなど地道に取り組んでまいります。

本年度におきましても、下川町の教育行政に責任を持つ教育委員会として、町長部局と緊密に連携しながら、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で令和 7 年度教育行政執行方針を終わります。

ここで、5 分休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 4 分

再 開 午前 11 時 10 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 6 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和 7 年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところですが、去る 3 月 3 日に令和 7 年第 1 回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、令和 7 年度一般会計予算として、歳入歳出総額 14 億 2,252 万 7,000 円が議決されたところでもあります。うち下川町分担金は 2 億 3,560 万 3,000 円で、前年度対比 32.9%の増となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は 2 億 4,404 万 9,000 円で、前年度対比 48.7%の増となりました。

主な事業といたしましては、装備備品で空気ポンベの購入に 52 万 4,000 円を計上しております。また、消火栓の更新として 317 万 1,000 円、水槽付消防ポンプ自動車の更新として 9,317 万 1,000 円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、建物火災 1 件で、前年比と同数となり、今後とも町民への防火意

識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は143件で、前年比7件の減となっており、129人を医療機関に搬送しております。出動件数につきましては、ここ数年150件前後を推移している状況であり、今後も医療機関との連携体制の強化を図るとともに、各種感染症への感染防止対策を万全とし、救急救命士の処置拡大に伴う教育、救急隊員の訓練強化など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。災害出動1回のほか、昨年は名寄分会消防総合訓練大会が本町で開催されたところであります。

消防団員の充足状況は、令和6年度につきましては入団者はおらず、定数65名に対して、現在53名で、前年比3名の減となっております。消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況であり、町民及び事業所等の理解を求めて団員の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年は地震や台風、豪雨がこれまでの常識を大きく超える大規模なものになっており、危険性を増大させております。幸いに、本町では大きな災害は発生していませんが、昨年1月には令和6年能登半島地震が発生、さらに8月には宮崎県日向灘^{ひゅうがなだ}を震源とするマグニチュード7.1の地震発生に伴い、南海トラフ地震臨時情報^{なんかい}が発令され、大規模災害が危惧されています。少子高齢化が進んでいる昨今、災害時要支援者が増えることは、災害のリスクを高める要因でもあり、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいり所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、2件目でございます。令和7年度名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る3月3日に、第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、令和7年度一般会計予算について議決されたところであります。

令和7年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,511万7,000円とするもので、前年度比470.5%の増であります。

歳入では、分担金及び負担金で25億8,723万9,000円、使用料及び手数料で4,419万1,000円、国庫支出金で10億8,945万4,000円、繰越金で2,400万円などであります。

次に、歳出では、議会費で72万5,000円、総務費で2,953万1,000円、衛生費で38億1,204万円のほか、公債費で232万1,000円、予備費で50万円であります。

なお、各市町村負担金内訳における部門ごとの負担金合計額につきましては、し尿処理部門で8,716万8,000円、炭化処理部門で2億6,757万9,000円、埋立処理部門で7,419万9,000円、次期一般廃棄物中間処理の整備に向けた一般廃棄物処理施設建設事業部門で21億5,829万3,000円となっております。

なお、本町の負担金につきましては、し尿処理部門で1,188万1,000円、炭化処理部門

で1,460万5,000円、埋立処理部門で974万7,000円、一般廃棄物処理施設建設事業部門で2億9,572万9,000円となり、合計で3億3,196万2,000円であります。

以上、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3件目でございます。指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第235条第2項の規定による金融機関を「北星信用金庫」に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き令和7年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第7 会議案第8号「下川町議会会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 会議案第8号 下川町議会会議条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く5名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、円滑な議会運営の確保と社会情勢に適した規定の見直しを行うものであります。

主な改正内容は、会議時間の変更に関する規定を明確化し、議長が緊急時や特に必要がある場合に、会議中でなくとも会議時間を変更できるようにすることで、柔軟な議会運営を図れるようにするものです。

また、デジタル技術の進展に伴い、議会での審議でタブレット端末やパソコン等の電子機器の利用が進む中、スマートフォンも同様の機能を有することから、携帯品の制限からカメラと携帯電話を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものです。

ただし、カメラと携帯電話が持ち込み禁止の対象から除外されたことにより、これまでどおり撮影及び録音を許可するものではないことを申し添えます。

なお、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 会議案第 9 号「下川町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5 番 大西 功 議員。

○5 番（大西 功君） 会議案第 9 号 下川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く 5 名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、委員会運営において、大規模な災害の発生や感染症のまん延などの緊急時においても、議会機能を維持できる体制を整備することを目的とし、オンラインによる方法で委員会を開会できるよう、必要な改正を行うものです。

主な改正内容は、第 13 条の 2 に「開会の特例」に関する規定を追加し、大規模な災害や感染症のまん延など、委員会の招集場所に参集が困難な場合においては、オンラインによる方法で委員会に出席できるようにするものであります。また、育児や介護などのやむを得ない事由を要件に加えることで、若者や女性をはじめとした多様な人材の議会参画を促進する内容となっています。

この条例の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 会議案第 10 号「下川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5 番 大西 功 議員。

○5 番（大西 功君） 会議案第 10 号 下川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く 5 名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲^{ちやうえき}役及び禁錮^{きんこ}が廃止され、これらに代えて拘禁刑^{こうきんけい}が創設されたことに伴う改正及び、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正された

ことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法第2条に新たに第8項が新設されたことに伴い、引用条項が繰り下げられることへの対応として、第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、第53条から第55条中の「懲^{ちやうえき}役」を「拘禁^{こうきん}刑」に改める改正を行うもの、及びその他所要の規定の整備を行うものです。

この条例の施行期日は、令和7年4月1日であり、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴うものは、令和7年6月1日からであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第10 議案第63号「下川町地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 63 号 下川町地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設の設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 23 年 4 月から供用を開始しております町内全域の光回線網等の施設について、I R U 契約先の民間電気通信事業者へ譲渡するとともに、経年使用により機器の保守限界を超え、高額な更新費用が見込まれる「行政情報告知端末」を、令和 6 年度末をもって運用を終了するため、公の施設から外す必要があることから、下川町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を廃止し、「地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設」の管理運営のみとした条例として新規制定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案書の 8 ページの条例に基づきまして、御説明をさせていただきます。

先ほど I R U 契約先の民間電気通信事業者への譲渡というところで、光ファイバー網、そして I P ボックスサブセンター 2 か所の譲渡を予定してございます。

また、それに伴いまして、行政情報告知端末の機器、これに関しても令和 6 年度末をもって終了いたしますことから、既存の条例を廃止する中で、この地デジ放送の条例を制定するものでございます。

まず、第 1 条「目的」でございます。地方自治法第 244 条の 2 の規定でございますけども、こちらにつきましては公の施設の設置・管理に関する事項を条例で定める規定でございまして、この規定に基づきまして、下川町地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設の設置、管理運営に関して、事項を定めるものでございます。

第 2 条の「設置」でございますが、町は放送法に定める放送局による地上デジタルテレビ放送難視聴地域の解消を図ることによりまして、情報の地域格差を解消し、町民の豊かな暮らしと福祉の向上に資するため、再放送施設を設置するものでございます。

第 3 条「名称」につきましては、下川町地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設でございます。「位置」につきましては、下川町全域のうち町長が別に定める難視聴地域でございます。

第 2 項「再放送施設の構成」でございます。センター設備…こちらは市街地にある I P のボックスのところでございますけども…この施設、そしてセンター施設に附属する受信アンテナ設備、そして再放送設備等でございます。

サブセンター…こちらにつきましては、2 か所譲渡でございますけども、このサブセンターの中に再放送設備がございますので、それを借り入れる形で今後管理していくというところでございます。

また、伝送設備、引込設備、宅内配線設備、テレビ放送受信設備の管理でございます。

第4条「管理運営」でございますけども、再放送施設の管理運営は町が行うこととなります。障害、破損したときは、速やかに調査し必要な措置を講じてまいります。

第5条「事業の内容」につきましては、再放送施設において、難視聴地域への同時再放送の事業を行うものでございます。

第6条「事業区域」につきましては、先ほどの…町長が定める難視聴地域とするものでございます。ただし、事業提供が可能な地域に限るところでございます。

第7条「使用対象者」でございますけども、第1項第1号「町内に住所を有する個人」、第2号「町長が特に必要と認める個人並びに町内に事務所又は事業所を有する法人又は団体」でございます。

第8条から「使用の許可」の手続の関係でございます。第8条は「使用の許可」、第9条は「使用の制限」でございます。

第10条「設備の設置等」でございますけども、許可を受けた者（使用者）の住居又は事業所に、引込設備、宅内配線設備及びテレビ放送受信設備を設置いたしまして、無償貸与するものでございます。

第3項につきまして、町長が特に必要と認める町内に事業所を有する法人又は団体の規定をしてございます。使用者設備について設置する場合は、使用者の実費負担というところとしてございます。こちらにつきましては、今回の無償利用につきましては、一般家庭において、生活に必要な情報の格差解消を図ることを目的としておりますので、町内の事業者、団体につきましては、設置、移転、変更、使用中止に伴う撤去に要する経費については実費を頂くこととしてございます。

第11条「設備の設置対象建物等」でございますけども、第1号から第6号までございますけども、主なものにつきましては、第1号の「下川町に住民票がある者で、自己所有の住居又は借家、集合住宅等の住居。ただし、借家又は集合住宅等の住居においては、これらの所有者の設置承諾を得たものに限る。」としてございます。

続きまして、11ページでございます。第12条の「使用料」でございますけども、再放送施設の使用料は無料とするものでございます。

以下、第13条からは手続関係でございます…「許可の取消し等」、第14条は「使用の中止」、第15条は「移転又は変更」、そして第16条は「使用者の地位の承継」の文言でございます。

そして、第17条「保全の義務」ということで、使用者は貸与機器について善良な管理を行っていただくというところでございます。

第18条につきましては「立入検査」でございます。「工事の実施及び完成確認、貸与機器の整備点検並びに使用停止等のための手続をさせることができる。」と規定してございます。

第19条「損害賠償」でございます。「何人も再放送施設を故意又は過失により損壊させた場合は、現状の回復に要した経費を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りではない。」と規定してございます。

第2項につきましては、「使用者は、町又は第三者に損害を与えたときは、賠償しなければならない。」としてございます。

第20条「免責事項」でございます。天災その他町の責めに帰することのできない事由

により、事業提供の停止があってもその損害について賠償はしない規定となっており、

す。

その他、第 21 条は、規則への委任事項でございます。

附則の条例の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございまして、現在の
下川町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例は廃止するということでござ

います。

また、13 ページの第 3 項「手続等の効力に関する経過措置」でございますけれども、新条
例施行後であっても、今現在、地上デジタルテレビ放送の受信をされている手続について

は、みなしたものとということで、みなし規定でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから
質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） これは質問というよりは…お願いになるかと思いますが、ただいま
の下川町地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設の設置及び管理に関する条例
に関して、提案理由と山本総務企画課長の説明がありました。

その中で、「行政情報告知端末を、令和 6 年度末をもって…」という言葉がありました。

これは新規条例なので、関連するものとして受け止めていただきたいんですが、行政情
報告知端末の廃止に関しては、町の広報にもかかわり…たしか連載していたかと思

います。

それと町の情報告知端末、そしてLINE、様々な媒体を使って、丁寧な説明がされて
いたかと思

います。一昨日、町長と町民の意見交換…私、バスターミナルに行ったんです
が、その中では、どのぐらいの期間で撤去するのかという話もありました。

この運用が終了した以降も多分丁寧な説明がなされるものと思いますが、まだまだこの
へんに関して分からない方がたくさんいると思いますので、しつこいようですが、更に丁

寧に、対象者の皆さんに様々な媒体を使って情報発信をして、丁寧な説明をしていただき
たいと思います。これは私からのお願いです。町長から何かあれば…。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 御意見ありがとうございます。一昨日、そして昨日と、5 会場で
説明会を開かせていただいて、その後、意見交換もさせていただいたところでありまして、
今回、行政情報告知端末について、私からは、苦渋の決断として廃止をさせていただくとい
う説明をさせていただきながら、今後の予定等もお話をさせていただいたところであり
まして、様々な御意見も頂いたところでありまして、やはりこういう便利な機械が無くな
るということは、行政情報をそれで発信する、町民の皆さんに受けていただくという中で、
今後どういうふうにしていくかというところを更に丁寧に…紙媒体あるいはホームペー

ジ、スマホ役場、地デジ広報ということで、様々な形で丁寧に対応させていただくというお話もさせていただきましたし、4月以降の撤去についても…今回予算の方で提案しておりますけれども、そちらの御議決いただいた後、4月以降に分かりやすく丁寧にそれをお知らせして、皆さんが混乱のないように進めていきたいということでお話をさせていただいたところでありますので、4月以降に広報等含めて、様々な形で町民の皆さまに丁寧にお知らせしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第11 議案第64号「下川町犯罪被害者等支援条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第64号 下川町犯罪被害者等支援条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関する条例を制定するものです。

概要を申し上げますと、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、又は軽減を図るための

必要とする施策を総合的に推進するため、町、町民等並びに事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私の方から、下川町犯罪被害者等支援条例の制定について、御説明いたします。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づきまして、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者の支援に資するよう制定するものでございます。

犯罪の被害者やその遺族、家族には、事件の直接的な心身の被害以外にも様々な被害が降りかかることが少なくありません。内容といたしましては、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、周囲の人々による噂話やマスコミの取材、報道による精神的被害などがございますが、こういった犯罪被害者のニーズに応じた支援を、町、関係機関、団体等が連携を図り、再び平穏な生活を営めるまで、途切れない支援を行うものでございます。

そういったことから、本条例の第1条におきましては、条例の「目的」として、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するということと定めてございます。

第2条につきましては「定義」ということで、それぞれ本条例における用語の定義を定めているところでございます。

次に第3条でございますが、「基本理念」につきまして、犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならないということで、人権尊重の係るもの、若しくは再被害や二次被害が生じることがないように十分配慮していかなければならないということ、また、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切に支援が提供されなければならないということを定めております。また、第4項においては、町及び関係機関等は、相互の連携及び協力のもとで行われなければならないということで、基本理念を第3条で設けさせていただいております。

犯罪被害者等を支援するために、町の責務、町民等の責務、事業者の責務ということで、それぞれ第4条、第5条、第6条ということで設定させていただいております。

本条例の支援内容といたしましては、第7条からさせていただいております。第7条においては「相談及び情報の提供等」となっております。必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものということで提示してございます。

第8条においては「見舞金の支給」ということで、犯罪被害者につきましては、国からの給付金ですとか…そういったものが支給されるまで間があるということで、その間の経済的負担を軽減するために町は見舞金を支給するという設定をしてございます。

また、「日常の生活支援」につきましては第 9 条、「心身に受けた影響からの回復支援」につきましては第 10 条、「安全の確保」につきましては第 11 条、「居住の安定」につきましては第 12 条、「町民等及び事業者の理解増進」ということで第 13 条、「意見等の反映」につきましては第 14 条、「学校における支援」ということで第 15 条、こういった犯罪被害を受けた方の支援内容については、今申し上げました条で設けてございます。

本条例の制定に当たりましては、新たな課は設けておりませんで、既存の行政サービスで対応させていただくこととなります。

町民生活課が、まずは一時的な相談窓口として問い合わせ等に対して対応を行いまして、関係課の所管する各種支援制度の案内などのコーディネート、また、必要に応じて関係課による連絡会議等を行って対応してまいりたいというふうに考えております。

また、本条例が議決された後でございますが、名寄警察署との犯罪被害者等支援に関する協定というものを締結する予定でございます、相互連携や協力を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、下川町犯罪被害者等支援条例の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君）　ただいま、提案理由並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君）　全員起立です。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 65 号「下川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 65 号 下川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」において、認定こども園等に通っていない子供を含め、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために具体化が進められてきたものとして、「こども誰でも通園制度」が創設されました。

「こども誰でも通園制度」を制度化するに当たり、事業の実施主体である市町村及び適切に事業を実施できると認められる事業者に関する基準として、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に基づき、市町村が定める条例に基づくものとされたところです。

このことから、下川町におきましても、児童福祉法及び設備運営基準に基づき、「下川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 3 分

再 開 午後 1 時 1 5 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 13 議案第 66 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 66 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、刑法等の改正により、刑罰の「懲^{ちやうえき}役」及び「禁^{きんこ}錮」が廃止され、「拘^{こう}禁^{きん}刑^{けい}」が創設されることから、関連する条例について改正を行うものであります。

具体的な内容を申しますと、「下川町情報公開・個人情報保護審査会条例」、「下川町行政不服審査会条例」及び「下川町個人情報の保護に関する法律施行条例」において、「懲役」とあるのを「拘禁刑」に改正するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 67 号「下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び下川町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 67 号 下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び下川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容を申しますと、マイナンバー法第 2 条に第 8 項が新設されることにより、下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例第 2 条（定義）の各号並びに、下川町税条例第 36 条の 2（町民税の申告）第 10 項に条ずれが生じることから、引用先の改正をするものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 67 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 68 号「下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び、日程第 16 議案第 69 号「下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 68 号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 69 号 下川町職員の育児休業等に関する条例につきましては、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる「育児・介護休業法」が改正されることに伴い改正するものであります。

主な改正内容につきましては、下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、超過勤務免除の請求可能となる労働者の範囲が、「3 歳未満の子を養育する労働者」から「小学校就学前の子を養育する労働者」へ拡大され、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするため、同制度の周知や意向確認について新たに規定するものであります。

次に、下川町職員の育児休業等に関する条例では、第 20 条「部分休業の承認」において、法改正により条ずれが生じたことから、引用条項を改正するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 68 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第 69 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 70 号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 70 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
本案は、昨年 8 月の国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告のうち、令和 7 年 4 月 1 日に施行となるもの及び期末・勤勉手当における役職加算について改正するものであります。

主な改正内容につきましては、給料月額において、若手・中堅職員の早期昇格時の給与の改善、また、管理職においては、職責を重視した俸給体系となるよう、給料表3級以上の初号近辺の号俸を削り、各級の初号の額を引き上げております。

扶養手当においては、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるほか、暫定再任用職員への手当支給の拡充により、新たに住居手当及び寒冷地手当を支給するものです。

次に、期末・勤勉手当の役職加算につきましては、給料月額に役職に応じた支給率を乗じて得た額を、期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に加えるものです。役職加算は、平成16年の地域自律プランに基づく行財政改革における職員の人件費削減の一環として、同条例の一部改正において廃止した規定であります。昨今の情勢や管内市町村の状況を勘案し、再度条例に規定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第70号説明資料「下川町職員の給与に関する条例改正の概要」で御説明をさせていただきます。

まず、1番目の給料表の改定でございます。令和6年の人事院勧告で令和7年度から施行される部分について、今回所要の改正、また、独自の条例の改正という内容でございます。

まず、給料表でございます。行政職及び医療職の給料表3級以上の初号近辺を削り、以降を引き上げるといって給料表の見直しをするところでございます。昇格の段階で実質昇給がアップするということでございます。

行政職でいきますと、表に基づきまして、3級以上の改定率、改定額となっております。行政職でいきますと、改定率全体で0.89%で3,242円、医療職で改定率0.51%で1,891円となるものでございます。

2番目の職員の役職加算の新設でございます。期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に、給料月額にそれぞれの役職に応じた加算率を乗じて得た額を加えるものでございます。課長職で15%、補佐・主幹職で10%、係長・主査職で5%加算をするものでございます。

3番目につきましては、通勤手当の改正でございます。人事院勧告に伴う文言整理でございます。額の関係につきましては、規則の方に移行させるということで、今回削除している部分もございます。

4番目の管理職員特別勤務手当の支給対象拡大でございます。平日深夜に係る部分の拡大でございますけれども、現行が午前0時から午前5時、それを午後10時から午前5時とするものでございます。

5番目の扶養手当の改正でございます。配偶者は現行で6,500円、子（1人あたり）1万円でございますけれども、条例本文上では、令和8年度のところの配偶者を廃止、子（1人あたり）が1万3,000円に見直すものでございまして、附則で令和7年度の経過措置とい

たしまして、配偶者 3,000 円、子（1 人あたり）1 万 1,500 円とするものでございます。

6 番目の暫定再任用職員の諸手当の支給拡大につきましては、新たに人事院勧告に伴いまして、住居手当、寒冷地手当を支給するものでございます。

2 ページの 7 番目でございます。55 歳を超える職員の昇給停止でございます。これまで 55 歳を超える職員については、2 号俸昇給を行ってございましたが、令和 7 年度から廃止をするものでございます。こちらにつきましては、既に国家公務員の規定がこういう形で昇給停止となっておりますので、それに準拠する形でございます。

施行時期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日施行というところでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま山本総務企画課長から詳細の説明がありました。

その中で、職員の役職加算の新設…提案理由の中では管内市町村の状況を勘案し…とありますが、把握している範囲内でいいですが、上川管内若しくは上川北部の状況を教えていただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） お答えさせていただきます。上川管内北部の地域でいきますと、ここ 2、3 年で、各市町村が役職加算を復活してきたところでございまして、今現在、下川町だけ役職加算がないという状況でございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 今、詳細の説明を受けたところでありますが、まず、近年の少子化に伴う人材の不足…以前、公務員は募集をかけると…結構人気があって、応募がたくさん来るという状況でありましたが、ここ最近は応募をかけてもなかなか来ない。そういう状況の中で、今の説明では近隣…ここ 2、3 年で役職加算を新たに設けたという話をされて、下川が一番最後という話であったかと思うんですね。やっぱり職員採用に当たっては、処遇の改善が大事ななというふうに考えておりまして、賃金が全てとは言わないですが、重要な要因の一つであると思います。

ですから、今回、役職加算を新設されたのは、私としてはとてもいいかなという…地域においてはやっぱり役場職員の給与…やっぱりどうしても高いだとかっていう…そういう話はあるかもしれませんが、処遇を改善して給料が上がる、そしてモチベーションが上がるということは、それぞれの業務に対する意欲が向上して、住民サービスの向上につな

がるということも考えられますので、是非こういうことについては、ほかの市町村に大幅に遅れることがないように対応するのがいいかなと思います。

加えて、このほかにも…例えば各級においても在級年数…確かありますよね、あとは渡り…そういういろいろな部分もあると思いますが、このへんの近隣の自治体の状況をいろいろ調べながら、できるだけ可及的速やかに対応されるのがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 御質問の内容について要約してお答えしますと、桜木議員が仰られたとおり、行政の仕事が複雑高度化する中で、下川町の職員においては、昨年度からの機構改革含めて、大きく形を変えて、課長においては…いわゆる業務の範囲がすごく広がっているという、また、課長補佐においては、課長補佐そして係長の兼務、係長においては部下の指導ということで、非常に仕事が高度化して…重要な仕事をお願いしてという状況もありまして、今回、他の市町村でも役職加算の復活がありましたので、私共も更に勤務意欲を上げていただいて、町民サービスの向上につながるようにということで、今回、役職加算を導入させていただいたところであります。

給与に関しては、基本国庫準拠ということで、人事院勧告に倣ってですね、これからも処遇、あるいは勤務条件もきちんと対応していきたいと思っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 71 号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 71 号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、近年、下川町内において増加しているヒグマの出没に対して、職員が現場に出動し対応しているところではありますが、人身事故の可能性もある著しく危険な業務であることから、必要な改正を行うものであります。

条例の主な改正内容につきましては、危険動物駆除等手当として、1 日につき 380 円を新たに追加するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 72 号「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 72 号 下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「美桑が丘^{みくわおか}」及び附属施設の「美桑が丘管理棟」を譲渡するため、必要な条例の改正を行うものであります。

「美桑が丘」及び「美桑が丘管理棟」は、各種体験学習、環境関連資料等の展示・催しを通じ、森林文化の創造を図ることを目的として、平成 24 年 9 月に「美桑が丘」を、平成 25 年 1 月に「美桑が丘管理棟」を公の施設として位置づけ、森林環境教育、森林体験学習やイベントの場所として、町民にとって身近な森林として親しまれてきたところであります。

このたび、第 6 期下川町総合計画、第 9 次下川町行政改革大綱、下川町公共施設等総合管理計画及び同個別管理計画に基づき、「美桑が丘」及び「美桑が丘管理棟」の民間譲渡を予定していることから、設置目的や使用料を公の施設から除外するため改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田慎司 産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） それでは、議案第 72 号 下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明資料により説明させていただきます。

今ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり「美桑が丘」、「美桑が丘管理棟」につきまして、民間譲渡を予定しておりますことから、公の施設から除外するため必要な改正を行うものでございます。

説明資料 1 ページ目、別表第 1 になりますが、2 ページ目下段の別表第 1 の部分、それと 3 ページ目の別表第 2 の部分、5 ページ目の別表第 3 の部分、それぞれにつきまして、「美桑が丘」と「美桑が丘管理棟」に関する箇所を削る内容でございます。

「美桑が丘」につきましては、これまで森林環境教育をはじめとした体験の場ですとか、森ジャムなどのイベントの場として、町民にとって身近な森として親しまれてきたところ

ではございますが、今後につきましては、民間譲渡によりまして有効に活用いただけるものと考えているところでございます。

なお、今後のスケジュールになりますが、本案の議決を頂きましたら、今後、譲渡先と土地と建物について売買契約の仮契約を締結させていただきまして、なお土地につきましては議会の議決が必要となる 5,000 ㎡以上となりますことから、改めて財産処分に関する議案を上程させていただきたいと考えております。また、その際には、譲渡先ですとか、売却予定金額などをお示しさせていただきたく考えております。

以上よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 議案第 73 号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 73 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由を申し上げます。

本案は、町営住宅整備事業において、建設完了いたしました住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例を改正するものでありまして、別表に木造二階建 1 棟 8 戸を加えるものであります。

住居形式は 1LDK4 戸、2LDK4 戸で、家賃につきましては 1LDK を 3 万 3,800 円、2LDK を 4 万 700 円と設定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 73 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 21 議案第 74 号「下川町五味温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 74 号 下川町五味温泉の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、五味温泉の附属施設であります「ふれあい交流施設」につきまして、新たに利用料金を設定するため、必要な条例の改正を行うものであります。

「ふれあい交流施設」は、平成 24 年度に五味温泉の庭園内に建設されたもので、バーベキュー利用などに活用されておりますが、新たに「1 団体につき 3,700 円」の利用料金を設定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） それでは、議案第 74 号 下川町五味温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明資料により説明させていただきます。

本案につきましては、五味温泉の附属施設であります「ふれあい交流施設」、バーベキューハウスといった方が馴染みがあるかもしれませんが、その「ふれあい交流施設」について、新たに利用料金を設定するための改正でございます。

改正の理由ですが、これまでは利用料金…いわゆる場所代は徴収せずに、バーベキューに必要な材料代、飲物代、そういったものを指定管理者の方で徴収していたところでございますけれども、今回新たに利用料金を設定することで、例えば利用者が具材とか飲物を持ち込んで場所だけ借りるといった、新たな利用が可能となりまして、そういった利用を期待しての改正でございます。

説明資料の別表第 2 になりますが、ふれあい交流施設利用料として 1 団体につき 3,700 円を追加してございます。また、3,700 円の根拠につきましては、五味温泉の貸室料を基準に面積を勘案して設定してございます。

この別表第 2 に定めております利用料金につきましては上限となりますので、今後、この範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めることになっておりますことから、今後、指定管理者側とも協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） ただいま、五味温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案がございました。

質問しようと思っていた内容…それぞれちょっと分かった部分がありましたので…3,700 円の根拠は、貸室料の金額に面積を乗じたものであるということ。また、提案に対

する発意はどこにあったかということも聞こうと思ってましたが、どうやら行政側からの提案で、現場の方からの提案ではなかったようでございます。

残りの質問でございますが、1 団体の定義です。1 団体の定義…これはどのような定義なのか。もう一つ、表中にある宿泊料及びふれあい交流施設利用料…ふれあい交流施設はバーベキューをやって散会するというのが通例だと思うんですけど、宿泊料に乗っかってきているような表記でございました。これについて説明をしてください。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。まず、1 点目の 1 団体の定義ですけれども、こちらは利用者の予約状況に応じて、利用される団体の方…近年ですと大体平均しますと 1 団体で 10 名ぐらいの利用になっています。そういった団体利用というところを定義しています。

また、ふれあい交流施設利用料の…この表の備考の 3 につきましては「及び宿泊料」という部分ですけれども、それに「ふれあい交流施設利用料」を新たに加えて、暖房料の徴収の関係の記載でございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） ふれあい交流施設…バーベキュー広場と我々は理解しております。

私の理解不足であつたら訂正してもらいたいんですけど、例えば下川町と母村である郡上市が交流したと、そうしたら 2 団体だから、1 団体につき 3,700 円の徴収であるというような理解でございました。そうならば、例えばいろんなところが…交流が増えれば増えるほど乗じた金額が請求されるのではないかという解釈でした。全員協議会でも、この中に炭代は含んでいるのかというような質問も…もちろん事前協議ではございませんけど…あつたところからも、議員全員がそういうような理解なんですけど、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。例えば下川町と郡上市というところですけども、お互いの団体は二つの団体ですけども、そこで交流を図ったりするのは一つの団体として利用しますので、その場合は一つとして 1 団体 3,700 円という解釈でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） 最後の質問になってしまうので端的に聞きたいんですけど、1 団体 3,700 円とするならば、ふれあい交流施設の利用料 3,700 円でいいんじゃないですか。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。あそこのキャパ的にですね、二つの団体がそれぞれ予約してということは余り考えられないんですけども、もしそういう場合があった時、例えば別団体が同じ時間帯に…仮にですけども…二つの団体がちょうど重なって、ふれあい交流施設を使いたい場合というのは、それぞれの予約になりますので、1団体3,700円、もう1団体3,700円という解釈でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 3回聞かせてもらいましたけど、どうもちょっと理解できないんです。バーベキューハウス…ふれあい交流施設ですけど、使用頻度が高かったかと言われれば、そんなに使用頻度が高かったような答弁を頂いておりません。

1回に2団体入る、そういうことがあるって…合点がいくような返事が頂けるのであれば、その限りではございませんが、なぜ、ここでこのような設定になっているのか。また、宿泊に併せて盛り込んだという部分も、実は私…理解できません。宿泊利用のふれあい交流施設の利用に対して3,700円という表現だったら分かりますが、1団体3,700円の理解が…私にはちょっと理解乏しいのか…分からないので、今回は反対の立場で討論させていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに発言はありませんか。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 22 議案第 75 号「下川町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 75 号 下川町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、蔵書の管理や整理及び働き方改革の一環として、スタッフのシフト編成をしやすくするため、現在、図書室においては毎週の休室日が無いことから、休室日を設定する改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 小林大生 教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは私の方から、議案第 75 号 下川町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

議案書につきましては、58 ページになります。議案第 75 号の説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

改正の理由につきましては、今、町長の方から御説明ありましたとおり、働き方改革の一環、それから文言の整理などということで今回提案をさせていただいております。

まず、左側現行の第 4 条「事業」の第 2 号、「小規模」児童館の機能というところが「小型」児童館の機能という表記になっておりますが、これにつきましては、国等の表現に合わせて、今回文言の整理を行っているものでございます。

第 5 条「休室日」でございますが、図書室…これまでは「国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日」と、「12 月 31 日から 1 月 5 日」まで…年末年始のお休みのみということになっておりましたが、今回、図書室につきましては、これらのお休みに「水曜日」を加えるという内容でございます。図書室の休室日につきましては、管内の市町村…ほとんどのところで設定をされておまして、働き方改革の一環から、本町においても平日に休室日を設けるという形にしております。他町村の状況を調査しますと、月曜日に休日を設定しているところが多くなってございますが、本町の場合、月曜日は部活動ですとか、少年団のお休みの日となっていることから、利用者が多い状況となっております。

それから、この設定をした水曜日ですが、幼児の絵本などの読み聞かせ事業…ブックスタート事業というのを実施しておりますが、こちらの事業は年に 11 回程度開催されておりますが、これが水曜日にされることが非常に多いと。この事業に対応するために、いつ

も大体2名から3名のスタッフがそちらの方に対応しますが、この間も図書室は開いてる状況ですので、同時に職員が必要になってくると。その際にシフトの編成上…人数も限られていることから、支障が生じていると。

土曜日、日曜日につきましては、平日に比べて利用者は少ない状況にはありますが、平日の利用が6時までということもありますので、通常お仕事をされてる方は、土日が休みになるといろいろと支障が出てくるだろうということで、今回、水曜日に休室日を設定させていただきます。

なお、この休室日の設定につきましては、一定の周知期間が必要だというふうに考えておりますので、施行につきましては令和7年7月からというふうに考えてございます。

説明は以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第23 議案第76号「下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 76 号 下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者等が要介護状態に陥り更に状態が悪化しないよう、介護予防を推進し、自立した生活を確保することができるために日常生活に必要な支援を行うことを目的とする介護予防生活支援事業のうち、配食サービス事業及び給食サービス事業の利用者自己負担額を増額するものであります。

具体的には、近年の食材や調理人件費、運搬費用等の高騰に伴い、利用者への提供金額が従前の価格では対応が困難となっていることから、町の負担増に合わせ、自己負担額を 1 食当たり 300 円から 330 円に引き上げるものです。

昨今の食料品をはじめとする様々な品目の価格が高騰している中、利用者の皆さまには御負担をおかけすることに恐縮ではございますが、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 76 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 24 議案第 77 号「下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 77 号 下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年 3 月に公布された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等」の施行に伴い、「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、水道整備・管理行政に携わる職員の減少に伴い、「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加を行うほか、必要とされる技術上の実務経験年数の見直しを行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私から、議案第 77 号 下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

本条例の一部改正は、水道法施行令及び施行規則の改正等を内容とする「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の施行に伴いまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに必要とされる技術上の実務経験年数の見直しがされることから、本条例の改正を行ってございます。

改正内容といたしましては、布設工事監督者につきましては、これまで大学卒業におきましては、土木工学科又はこれに相当する課程ということで決められておりましたが、学科等が追加されまして、土木工学科又はこれに相当する課程、次に機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程、この課程を専攻された場合においては、これまで規定はございませんでしたが、実務経験を 1 年 6 か月以上あった場合において、あと水道の経験年数は 1 年以上ということで、機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程については 1 年 6 か月以上あれば、布設工事監督者の資格要件を満たすということになります。

このほかに短期大学、高等学校、一級土木施工管理技士二次検定合格者におきましても、これまでこちらの資格要件には掲載されてございませんでしたが、それぞれ、短期大学卒業においては、機械科・電気科又はこれに相当する課程、高等学校においては、機械科・電気科又はこれに相当する課程、及び一級土木施工管理技士二次検定合格者については、

それぞれの実務経験によりまして資格要件を満たすという形になってございます。

次ページを御覧ください。水道技術管理者の資格要件関係ということで、実務経験については、布設工事監督者とは異なり、現行どおり全ての水道に関する実務経験を必要とするとなつてございまして、これまで大学卒業においては、土木工学科又はこれに相当する課程、短期大学卒業においては、同じく土木科又はこれに相当する課程、高等学校卒業においても、土木科又はこれに相当する課程というふうに、この課程を修了した方につきましては、これまで現行においては、実務経験については特にございませんでしたが、本改正により、それぞれ、大学におきましては1年6か月以上、短期大学卒業につきましては2年6か月以上、高等学校卒業においては3年6か月以上の経験を要するという改正でございます。

こちらの条例改正の施行期日においては、令和7年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第25 議案第78号「下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 78 号 下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年 1 月に公布された「下水道法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、条例第 11 条（別表第 5）において規定する除害施設の設置等に係る基準について、「大腸菌群数」に係る文言の見直し及び引用条項ずれに対応した整理を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私の方から、議案第 78 号 下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

今ほど町長から申し上げましたとおり、令和 6 年 1 月に公布された「下水道法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴いまして、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が見直されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

第 78 号説明資料を御覧ください。新旧対照表がございますが、本条例の別表第 5（第 11 条関係）でございまして、今回改正される部分につきましては、まず「…放流水に関する排水基準が定められたもの（第 21 号に掲げる項目に類似する…）」、この「第 21 号」を条ずれでございまして「第 35 号」に改正をいたします。

また、同じく別表第 5 のこの項目の「（…及び大腸菌群数を除く。）」と書いてございますが、この部分におきまして「大腸菌数」に改正をいたしまして、本条例の改正とさせていただきますものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 78 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、5 分休憩を取ります。

休 憩 午後 2 時 1 4 分

再 開 午後 2 時 2 0 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 26 議案第 79 号「下川町道路線の廃止について」及び、日程第 27 議案第 80 号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 79 号及び議案第 80 号 下川町道路線の廃止及び認定についての両案につきましては、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、北海道による一の橋公園の沢川の砂防堰堤工事に伴い、砂防指定地さぼうえんていを変更するため、道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、関連する町道路線の廃止及び認定を行うものであります。

議案第 79 号で廃止する路線は、「一の橋公園通り線」であります。

議案第 80 号で認定する路線は、「一の橋公園通り線」の終点及び延長を変更し、再認定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私の方から、議案第 79 号及び 80 号 下川町道路線の廃止及び認定について、御説明いたします。

ただいま町長から申されたとおり、一の橋公園の沢川の砂防堰堤工事に伴いまして、砂防指定地を変更することになりまして、それに伴う町道の廃止及び認定でございます。

第 79 号説明資料を御覧ください。下川町道路線の廃止位置図、次ページが認定位置図となっております。

今回、北海道が行います砂防堰堤工事に伴いまして、砂防指定地に係る町道部分について、延長を短縮するものでございます。

廃止する町道につきましては、一度全線を廃止しなければいけないものですから、一の橋 248 番地先から終点の一の橋 283 番地先、延長 311m を一度廃止させていただき、再度、起点が一の橋 248 番地先、終点が一の橋 283 番地先、延長 210.3m に再認定をさせていただくものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 79 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 28 議案第 81 号「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 81 号 下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

候補者の選定につきましては、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、その結果を受け、「下川町多目的宿泊交流施設「アイキャンハウス」」につきましては、公募により応募のありました「G r a t e I n c（グレート インク）」を指定管理候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 81 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 29 議案第 82 号「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 82 号 令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度一般会計の第 7 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 3,153 万 2,000 円を減額し、総額を 56 億 8,219 万 7,000 円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に係るものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、総合行政情報システム運用事務及び生活サポート地域公共交通事業に係る経費を、民生費では、自立支援給付事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、私有林整備支援事業に係る経費を、土木費では、町道除排雪事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、町税、国庫支出金、財産収入などを計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理料」の指定管理者指定に伴う追加でございます。

第 3 条の地方債の補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第 82 号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。一般会計の補正予算概要書でございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込みなどによる補正でございます。

歳出の補正の内容でございます。

総務費の基金管理事務 2,553 万 3,000 円の減額でございます。こちらは指定寄附金、基金利子の確定見込みに伴う減額でございます。

次に、総合行政情報システム運用事務 261 万 9,000 円でございます。こちらにつきましては、地方公共団体情報連携中間サーバーの更新費用の負担額の確定に伴います増額でございます。こちらは、地方公共団体情報システム機構に支払います負担金額を全額国が支援するものでございまして、歳入の方で、この交付金の分をみてございます。

ふるさと納税促進事業 780 万円の減額でございます。寄附金見込額の減少に伴う経費の減額でございます。

続きまして、2 ページでございます。

中間支援組織との協働・連携事業 391 万 2,000 円の減額でございます。こちらは移住コーディネーター 1 名分の任用に至っていないことなどの理由によりまして、確定見込みの減額でございます。

町民主体による SDG s 課題解決推進事業 218 万 9,000 円でございます。こちらは指定

寄附金、利子の確定見込みによる増額でございます。

生活サポート地域公共交通事業 355 万 3,000 円の増額でございます。こちらは運行経費、運賃収入などの確定見込みに伴います増額でございます。

3 ページでございます。

宅配等事業 171 万円の減額でございます。こちら地域おこし協力隊 1 名が任用になっていないことの確定見込みによる減額でございます。

住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金事業 100 万円の減額、確定見込みでございます。

子育て世帯物価高騰臨時給付金事業 55 万円の減額、確定見込みによる減額でございます。

4 ページでございます。

民生費です。医療給付事業 232 万円の減額でございます。こちら確定見込みでございます。

社会福祉総務費一般事務費 748 万 1,000 円の増額でございます。こちらは指定寄附金等の確定見込みによる増額でございます。

住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業 130 万円の減額でございます。こちら確定見込みの減額です。

定額減税補足給付金事業 124 万円の減額、こちら確定見込みでございます。

5 ページでございます。

後期高齢者医療療養給付費負担金 1,287 万円の減額ございまして、確定見込みでございます。

自立支援給付事業 913 万円の増額でございます。こちらは自立支援給付費負担金、給付費の増額に伴います増額でございます。

認定こども園運営事業 131 万 1,000 円の減額ございまして、確定見込みでございます。

生きがい活動支援通所事業 323 万 5,000 円の減額です。こちらは会計年度任用職員の異動等に伴う減額、月額から時給額の変更に伴います減額でございます。

生活支援ハウス運営事業 298 万 2,000 円の減額、こちらが会計年度任用職員の異動等に伴う減額で、日額 3 名から日額 2 名、そして時給 1 名に伴いまして、その分の減額でございます。

続きまして 6 ページでございます。

山びこ学園運営事業 660 万 8,000 円の減額でございます。確定見込みでございますけども、こちらは会計年度任用職員…調理員の月額者が途中で退職をしまして、その不補充の分で主なものが要因となっております。

衛生費です。定期予防接種事業 349 万 9,000 円の減額でございます。こちらは主に、新型コロナウイルスの定期接種、当初の見込みより少なかったというところでございます。

母子保健事業 191 万 9,000 円の減額でございます。こちらは確定見込みに伴う減額でございます。

続きまして 7 ページです。

農林業費の農業振興事業 110 万円の減額でございます。こちら確定見込みです。

新規就農者等支援事業 173 万 1,000 円の減額、こちらも確定見込みでございます。

農産物加工研究所運営事業 348 万 7,000 円の減額でございます。こちらは地域おこし協力隊 1 名の中途の退任によります人件費の減額でございます。

営農飲雑用水施設整備事業 209 万 2,000 円の減額でございます。事業完了に伴う減額でございます。

8 ページでございます。

私有林整備支援事業 263 万 8,000 円の増額でございます。こちらは事業量の増ということで確定見込みでございます。

森林^{もり}づくり基金等管理事業 872 万 2,000 円の増額でございます。こちらは指定寄附金の確定見込みによる増額でございます。

林業・林産業振興事業 420 万円の減額でございます。こちらも確定見込みでございます。内訳は記載のとおりでございます。

9 ページでございます。

矢文東線整備事業 172 万 5,000 円の減額でございます。事業完了に伴う減額でございます。

林道施設維持管理事業 168 万 5,000 円の減額でございます。こちらも事業完了でございます。

木質原料製造施設運営事業 141 万円の増額でございます。指定管理者納付金、基金利子の確定見込みによるものでございます。

町有林整備事業 461 万 4,000 円の減額でございます。こちらは確定見込みに伴う減額でございます。

10 ページでございます。

商工労働費の中小企業振興事業 319 万円の減額でございます。確定見込みでございます。内訳は記載のとおりです。

特定地域づくり事業 333 万 3,000 円の減額でございます。確定見込みによる減額でございます。雇用 6 名が実績で 3 名の減額でございます。

一の橋地域熱供給施設等管理事業 140 万円の増額でございます。電気料の高騰、そして施設の修繕料の増加に伴う増額でございます。ボイラー等の修繕の金額が主なものでございます。

一の橋地区地域熱供給システム面的拡大事業 137 万 5,000 円の減額でございます。こちらは事業の完了に伴う減額でございます。

11 ページです。

土木費の道路橋梁河川維持補修事業 209 万 6,000 円の減額でございます。事業完了の減額です。

町道除排雪事業 469 万 3,000 円の増額でございます。こちらは今後の確定見込みによる増額でございます。

I C T活用除雪システム構築事業 185 万 5,000 円の減額でございます。こちらも確定見込みでございます。

快適住まいづくり促進事業 358 万 4,000 円の減額でございます。確定見込みで、内訳は記載のとおりでございます。

12 ページでございます。

空き家対策総合支援事業 349 万 9,000 円の減額でございます。確定見込みによる減額と補助金の返還が次年度に変更になったことに伴う減額でございます。12 月に補正をさせていただいた返還金 250 万円でございますけれども、本人が返還した後に、その証拠書類を持って国に申請が必要だということで、令和 7 年度に返還予定でございますので、一旦今年度の予算を削除させていただきまして、新年度の予算の方に計上させていただいております。

続きまして、教育費でございます。特別支援教育事業 358 万 6,000 円の減額でございます。こちらは中学校の支援員の 1 名雇用に至っていないことに伴います減額でございます。

通学援助事業 497 万円の減額でございます。確定見込みです。

G I G A スクール構想事業 722 万 3,000 円の減額でございます。確定見込みに伴います減額でございます。主なところは、備品購入費 610 万円ほどでございますが、小中学校の i P a d の入札の執行残が主なものでございます。

13 ページでございます。

学校給食共同調理場管理運営事業 200 万 8,000 円の減額でございます。こちら確定見込みでございまして、代替の調理員の関係でございます。時間給の方が日額で対応が可能となりまして、当初 2 名の代替の調理員の予算を見てましたが、1 名で可能となったことで、その不用分を落とすものでございます。

未来人材育成事業 238 万 7,000 円の減額でございます。こちらは地域おこし協力隊 1 名分の任用に至っていないところに関しまして、減額でございます。

児童室運営事業 399 万 2,000 円の減額でございます。こちらは日額者の支援員 1 名が任用に至っていないことに伴います減額でございます。

ふるさと交流館管理運営事業 204 万 5,000 円の減額でございます。こちら地域おこし協力隊 1 名の任用に至っていないことに伴います減額でございます。

14 ページでございます。

青少年育成支援事業 994 万 3,000 円の増額でございます。こちらは指定寄附金などの確定見込みでございます。

続きまして、歳入の補正でございます。

町税でございます。個人町民税（所得割）で 200 万円の増額、そして国庫支出金で自立支援給付費負担金 176 万 8,000 円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 261 万 9,000 円の増額でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 409 万円の減額でございます。

15 ページでございます。

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 134 万 6,000 円の減額でございます。

特定地域づくり事業推進交付金 166 万 6,000 円の減額でございます。

道支出金の障害者介護給付費負担金 859 万円の増額でございます。こちらは介護給付費の改定に伴いまして、山びこ学園、グループホームういるの給付費が増額となったものでございます。

財産収入の土地売却収入 318 万 2,000 円の増額でございます。普通財産の売却に伴い

ます増額でございまして、りんどう会館、上名寄団地などの町有地でございます。

寄附金の一般寄附金 1,641 万円の減額でございます。寄附金見込額の減額でござい
ます。

16 ページです。

指定寄附金 265 万円の減額で、こちらも見込みでございます。

繰入金の財政調整積立基金繰入金、財源調整に伴う減額でございまして、9,749 万 4,000
円の減額でございます。

ふるさとづくり基金繰入金 938 万 5,000 円の減額でございます。

諸収入の木質原料製造施設指定管理者納付金等 137 万 4,000 円の増額です。

空き家対策総合支援事業補助金返還金 466 万 6,000 円の減額でございます。

17 ページ、町債でございまして、実績・見込みによる減額で、7,000 万円の減額でござ
います。記載のとおりのお内訳となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから
質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 人の確保…大変苦勞しているようでございます。移住コーディネ
ーター、地域おこし協力隊は 5 名、山びこ中途退職、地域づくり事業については雇用が 3
名、支援員 2 名不足しているということでございました。

行政課題の解決をしていくためには、人の確保…これは急務なことでございます。その
ような事業を進める上で、人の確保…なかなか苦勞されているんだなという印象はあるん
ですけど、行政として、どのような影響を受けているという評価をしているのか、また、
今後に向けてどのような対策をしていくのか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。行政サービスを維持・向上していくためには、
あらゆる形を使って人材を確保していく努力は必要であるというふうに私も思っており
まして、今回いろいろな形で募集をかけましたけれども、やはり諸条件がなかなか合わず
採用に至らなかった面もございます。その中で、新たな事業といいますか…事業を高める
ことについて、スピードというか…高める部分については時間がかかっているという部分
も確かにあるかなというふうに思っています。

今後でございますけれども、新年度予算の方でまた説明をさせていただくことになりま
すが、地域おこし協力隊の制度の中で、総務省の方で…少しですけども待遇が改善され
る内容になってますので、そういったものを活用したり、あと、現状も使ってる部分あり
ますけれども…地域活性化起業人等をまた活用して、新たな人材を確保していくですと
か、また正規職員に関しても、採用の試験の工夫をしながら、必要な人材を確保していく

ということがこれからの対策として重要なというふうに私も思っておりますので、あらゆる形で工夫しながら、地域の人材を確保していきたいということでございます。

また、それぞれのところで人材確保の努力をしてるんですけども、それぞれの部署を含めて、あるいは町内・町外のみならず、いろいろな連携をしながらですね、情報の収集や、そういったものをより高めながらですね、下川町にとって必要な人材の確保に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 私の方からは、議案第 82 号説明資料に基づいて、3 点ほど質問、確認をさせていただきたいと思います。

まず 1 ページ、一番下の方に、ふるさと納税促進事業の減額 780 万円。事項別明細書では 11 ページ、企画総務費。寄附金見込額の減少に伴う経費の減額ということで、事項別明細では報償費、役務費、あとは委託料などで、合算して 780 万円ということです。

これと関連しまして、寄附金…収入の方になりますが、一般寄附と指定寄附と合わせて、1 ページの一番下を書いてあるとおり、6,950 万円に対して 5,044 万円、1,906 万円の減額、これ達成率にすると約 73%ぐらい…結構大幅にちょっと…見込めなかったのかなというふうに捉えております。この目標額に達しなかった要因…もし担当の方でこういうものが要因だったというところを押さえていれば回答いただきたいと思います。

それと予算の方にも絡むんですが、今後の対応…今下川町のふるさと納税の返礼品 140 万を超えるような形でして、私が押さえている範囲内では、その中に一日町長体験で 100 万円という…いろいろ工夫してるなというふうには捉えておりますが、そのへんのことに關してちょっとお答えをいただきたいと思います。

そして 2 ページ、これも一番下になるんですが、生活サポート地域公共交通事業 355 万 3,000 円、事項別明細書が 12 ページの地域公共交通費。事項別明細書を見ると、予約型乗合タクシー事業補助金が 222 万 6,000 円、コミュニティバス事業補助金が 124 万 2,000 円と、これがほぼほぼなのかなというふうにはちょっと捉えております。これらの増額要因、例えばガソリンなど燃料価格の高騰や、人件費だけなのか、それ以外の要因があるのか、このへんをお答えいただきたいと思います。

それと最後になります…10 ページ、一の橋地域熱供給施設等管理事業、先ほど山本総務企画課長の話ではボイラーの修繕ということで、事項別明細書の修繕料を見ると 100 万円…そんなに大きな修繕ではないのかなという…ちょっと感じはしたんですが、このボイラー…地域の集住化住宅への暖房、ましてやお年寄りなどが暮らされておりますので、まずはその修繕箇所…どういう部分なのかというところと、今回の修繕に伴って…多分故障したということなんでしょうが、その暖房の供給などに支障が出たかどうか。

この三つについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） 私の方から、ふるさと納税の減額の要因につきまして、回答させていただきます。

当初予算は6,950万円というところで計上させていただいたところでございます。当初予算の段階におきましては、前年度の実績を踏まえまして、さらに令和6年度の新たな取り組み…こういったものを見込みまして計上させていただいたところでございます。

令和6年度の取り組みにつきましては、楽天のポータルサイト…こちらにですね、ちょうど寄附が増える月…11月から12月にかけて、返礼品の…下川町のものが上位に表示されるように広告を打つことをしてございます。それによりまして増額の効果が見られてはいたところでございます。

また、ふるさと納税の紹介制度ですね、町外の方に御紹介いただくというところで、町民の皆さんにポイントの還元などもさせていただいておりまして、それに伴う増額。

また、いろいろと返礼品のPRというところで、サンプル品を作らせていただきまして、町外からの来町者、そして首都圏への出店などの際に、そういったものを配置して、返礼品などのPRをしていたところでございます。

また、観光のカタログ体験ギフト…これをですね、今年度中に完成予定でございますので、今後の寄附の効果というところで期待はしたいなというふうに考えてございます。

ただ、今、返礼品の登録でございますが、総務省の方で直接確認をするようになりまして、なかなか新しい返礼品を登録しても、1年ぐらい待たされるという状況も近年ありまして、なかなかそういったところも大きな要因の一つになっているというのは実感をしているところでございます。

令和7年度の新たな取り組みといたしましては、ポータルサイトをAmazon（アマゾン）のふるさと納税…こちらの方にも登録をしながら、PRの拡大などをしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは、生活サポート地域公共交通事業の増額理由について御説明申し上げます。

令和6年度の予約型乗合タクシー及びコミュニティバスにつきましては、それぞれ運行経費から運賃収入を引いた赤字額を町の補助金と国の補助金で補填するような形になっております。

今年度の補助事業なんですけれども、国の補助金が令和6年9月までで無くなったことに伴いまして、これまで町の補助金は概算で赤字額の2分の1をめどに予定してございましたが、国の補助金が無くなったことに伴いまして、町が補助金を精算する際に負担するといった形になりまして、今回、コミュニティバス運行につきましては124万2,000円の増額補正、予約型乗合タクシーにつきましては222万6,000円の増額補正を計上させていただいた次第です。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） それでは私の方から、一の橋のボイラー関係について説明させていただきます。

修繕料 100 万円の主な内訳でございますけれども、ボイラー棟のポンプ…水漏れによりまして、ポンプの取り替えですとか、あとは王子のハウスの部分…付近の温水配管、そちらの方の水漏れがありまして、修繕というところが主な内容でございます。いずれにしても突発的なものでございます。暖房自体には支障はなかったんですけども、年 2 回、保守点検を通しまして、今後とも適正に管理をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 今、それぞれ丁寧な回答を頂きました。

ふるさと納税に関しては、国の制度上の問題だとか、あとはサンプル品による P R だとか、結構創意工夫されてるなというふうに受け止めさせていただきました。ふるさと納税の返礼品…どちらかといえば肉や魚介類、あと最近は米ですか、そういうものが大体上位にくるような状況でして、本町はなかなかそういう返礼品がないという…そういう苦しい部分もあるかと思いますが、先ほど総務企画課長が言われたとおり、創意工夫をしながら、是非…これも貴重な財源ですので、創意工夫をしながら進めていただきたいと思います。

また、バスの運行経費の増額は、国の補助金の打ち切りに伴うものということで、自分の方としては物価高騰だとか…そういうものなのかなというふうに思ったんですが、若干勘違いをしていたかなというふうに思います。先ほど町長の執行方針の中で、これらは地域の重要な移動手段という…確かそういう言葉があったかなと思います。例えば物価高騰だとかそういうものに伴うものは、事業者を直撃しますし、ともすれば地域の方の移動手段としてのサービスが低下したりすることも考えられますので、是非事業者の人と十分連携を図りながら、そういうことがないように努めていただきたいと思います。

また、一の橋のボイラー…今の答弁では、そんなに重大な故障ではないのかなというふうに感じました。暖房についても影響がないということですが、現在、一の橋の N P O 法人が維持管理をしておりますよね。確か人員体制もかなり厳しいような状況の中でやっているかと思うので、今後こういうことがどんどん考えられるかと思う。是非このへんも、維持管理を行う N P O と十分連携を図りながら、地域の人たちが困ることがないように対応をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 82 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 30 議案第 83 号「令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 83 号 令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度介護保険特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 3,925 万 6,000 円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 4,499 万 6,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事務事業の執行見込みにより、保険給付費を減額計上し、基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、保険給付費の執行見込みに係る国庫支出金、道支出金、支払基金交付金を減額し、財源調整として繰入金を減額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 107 万 3,000 円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 3,956 万 2,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事務事業の執行見込みにより、施設管理費では、報酬、職員手当等を減額計上しているほか、施設介護サービス事業費では、給食賄費を増額計上しております。

歳入につきましては、今後のサービス見込み等により、介護給付費収入及び繰入金を減額計上し、自己負担金収入及び寄附金等を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 83 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 31 議案第 84 号「令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 84 号 令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6,503 万 1,000 円を減額し、総額を 4 億 2,440 万 2,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、医療費等の執行見込みにより保険給付費を減額、財源調整により基金積立金を減額、過年度分国庫返納金を増額計上しております。

歳入におきましては、被保険者の異動などによる保険税を減額、歳出の補正に伴い保険給付費等交付金を減額し、額の確定及び財源調整により繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 84 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 32 議案第 85 号「令和 6 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 85 号 令和 6 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 19 万円を減額し、総額を 7,205 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、保険料の減額見込みにより、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金を減額計上しております。

歳入につきましては、事務費繰入金を減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 85 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 33 議案第 86 号「令和 6 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 86 号 令和 6 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町下水道事業会計の第 4 回目の補正予算でありまして、収益的收入において 500 万円を追加し、総額を 2 億 3,398 万 9,000 円とするものであります。

また、資本的收入において 523 万 9,000 円を減額し、総額を 2,122 万 5,000 円とするほか、資本的支出において 406 万 8,000 円を減額し、総額を 1 億 160 万 9,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的收入及び支出では、収益的收入において、令和 6

年度決算見込みに係る消費税及び地方消費税等還付金を増額計上するものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入において、事業費の確定に伴い、建設改良等企業債及び国庫補助金を減額するほか、資本的支出において、事業費の確定に伴い、委託料を減額するものであります。

第4条の継続費及び第5条の企業債につきましては、事業費の確定による変更となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第34 議案第87号「令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第87号 令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第

4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度下川町簡易水道事業会計の第4回目の補正予算でありまして、収益的収入において1,006万9,000円を追加し、総額を1億9,130万1,000円とするほか、収益的支出において36万8,000円を減額し、総額を1億8,553万2,000円とするものであります。

また、資本的収入において2,201万8,000円を減額し、総額を2億724万5,000円とするほか、資本的支出において2,758万7,000円を減額し、総額を2億7,644万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的収入において、基金利息及び令和6年度決算見込みに係る消費税及び消費税等還付金を増額計上するほか、収益的支出において、事業費の確定に伴い、保険料を減額計上するものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入において、事業費の確定に伴い、簡易水道事業債及び基金取崩収入を減額するほか、資本的支出において、事業費の確定に伴い、委託料及び工事請負費を減額するほか、簡易水道施設基金積立金を減額計上するものであります。

第4条の企業債につきましては、事業の確定に伴う変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 35 議案第 88 号「令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 88 号 令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町病院事業会計の第 4 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 3,246 万 9,000 円減額し、収入総額を 5 億 3,114 万 8,000 円とし、病院事業費用を 172 万 9,000 円減額し、支出総額を 5 億 8,932 万 4,000 円とするものであります。

次に、資本的収入において 172 万 3,000 円を増額し、収入総額を 2,018 万 2,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的収入において、入院患者数及び外来患者数の予定量に対する減少及び新型コロナワクチン定期接種の執行見込みにより医業収益を減額し、医業外収益では、他会計補助金を増額するものであります。

収益的支出では、新型コロナワクチン定期接種の執行見込み等により医業費用を減額するものであります。

資本的収入では、病院事業にふるさと納税等の寄附を頂いたことから、寄附金を増額するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 88 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 36 議案第 89 号「令和 7 年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 89 号 令和 7 年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 6 期下川町総合計画などにに基づき、町政執行方針で申しあげました主要施策に伴う予算を計上し、総額 60 億 6,600 万円、対前年度比 8.1%増で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 19 億 6,764 万 8,000 円を計上し、前年度対比 2.5%の増、投資的経費では 10 億 1,616 万円を計上し、前年度対比 7.0%の減、その他の経費では 30 億 8,219 万 2,000 円を計上し、前年度対比 18.5%の増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、職員人材育成事業、自治体 D X 推進事務、I P 告知端末撤去事業、総合行政情報システム運用事務、ふるさと納税促進事業、中間支援組織との協働・連携事業、S D G s パートナースhipセンター事業、地球温暖化対策推進事業、統計調査事務、危機管理対策事業、生活サポート地域公共交通事業、宅配等事業、公区活動支援事業を、民生費では、医療給付事業、福祉医療連携事業、高齢者見守り事業、介護予防生活支援事業、自立支援給付事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業、生活習慣病予防事業、がん検診事業、歯科診療所誘致事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、ごみ収集車更新事業、名寄地区衛生施設事務組合ごみ等処理事業、墓地・火葬場施設等管理事業を、農林業費では、農業費で、農業振興事業、アスパラ自動選別機導入事業、新規就農者等支援事業、新規就農者確保対策事業、畜産担い手育成総合整備事業を、林業費では、私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、有害鳥獣捕獲等事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、特定地域づくり事業、五味温泉施設管理事業及び改修事業、企業・団体との経済交流事業、特用林産物栽培研究所運営事業を、土木費では、道路橋梁河川維持補修事業、あけぼの団地線外 2 路線道路改良舗装事業、町道除排雪事

業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅及び町営住宅整備事業を計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業、小中一貫教育推進事業、小・中学校施設等管理事業及び改修事業、学校教員住宅整備事業、スクールバス購入事業、未来人材育成事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

歳入では、町税で 1.4%増の 3 億 4,954 万 7,000 円、地方交付税では 1.7%増の 29 億 4,000 万円を計上しております。

また、国及び道支出金では、4.9%減の 6 億 9,608 万円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金 1 億 3,555 万円、ふるさとづくり基金 4,020 万円など、基金繰入金全体で 2 億 2,698 万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い 9 億 5,680 万円を計上しております。

次に、第 2 条の繰越明許費につきましては、ごみ収集車更新事業に関し、発注後、納車までに 1 年を超えることから、繰越明許費として予算に定め執行するものでございます。

次に、第 3 条の債務負担行為につきましては、「下川町製材業事業資金に関し、下川林産協同組合の北星信用金庫に対する債務の損失補償」及び「令和 7 年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金及び防災資機材譲渡資金元利償還金」について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第 4 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 5 条は、一時借入金の借入最高額を 17 億円に定めるものであります。

以上、令和 7 年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 89 号については、予算審査特別委員会を設置して、付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、予算審査特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

- 1 番 桜木 誠 議員、
- 2 番 奥崎裕子 議員、
- 3 番 小原仁興 議員、
- 4 番 中田豪之助 議員、
- 5 番 大西 功 議員、
- 6 番 斉藤好信 議員、

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩いたします。

○事務局長（神野みゆき君） お知らせいたします。

予算審査特別委員会委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午後 3 時 2 4 分

再 開 午後 3 時 3 1 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開します。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、1 番 桜木 誠 議員。

副委員長には、3 番 小原仁興 議員。

以上のとおり決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 37 議案第 90 号「令和 7 年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第 38 議案第 91 号「令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第 39 議案第 92 号「令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 90 号 令和 7 年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活が安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,964万円とするものであります。

歳入におきましては、第1号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、繰入金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づく保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,705万円とするものであります。

歳入におきましては、サービス収入、繰入金及び繰越金などを計上しております。

次に、歳出におきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金及び公債費などを計上しております。

次に、地方自治法に定める一時借入金の限度額については、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定ともそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

最後に、債務負担行為として、介護保険事業勘定にて「令和7年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金」を令和8年度から11年度までの期間で、限度額255万7,000円を定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第91号 令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,503万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第92号 令和7年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,387万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上してお

ります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 90 号から議案第 92 号までは、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 40 議案第 93 号「令和 7 年度下川町下水道事業会計予算」、日程第 41 議案第 94 号「令和 7 年度下川町簡易水道事業会計予算」及び、日程第 42 議案第 95 号「令和 7 年度下川町病院事業会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 93 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道事業につきましては、町民の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道及び個別排水処理施設の効率的で適切な管理運営に努めてまいります。

令和 7 年度の下水道事業運営方針として、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の計画的な更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、地方公営企業会計移行 2 年目となる本年度においても、引き続き経営の効率化・健全化に努め、必要な体制整備を図ってまいります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出については、収入では、営業収益として、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料のほか、営業外収益の一般会計補助金等を含め、収入総額 2 億 4,209 万 1,000 円を計上しております。

支出では、営業費用として、施設の維持管理に必要な管渠費、処理場費、総係費、減価償却費のほか、営業外費用では、企業債支払利息等を含め、支出総額 2 億 4,344 万 9,000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債借入金のほか、償還元金に係る一般会計出資金及び国庫補助金を含め、収入総額 1 億 9,542 万 3,000 円を計上しております。

支出では、下川浄化センター整備事業費のほか、水質分析用備品購入費、企業債償還元金等を含め、支出総額 2 億 6,603 万 9,000 円を計上しております。

この結果、収支において 7,061 万 6,000 円の不足となりますが、この不足額につきまし

ては、消費税資本的収支調整額及び内部留保資金、当年度純利益で補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第 94 号 令和 7 年度下川町簡易水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、安全安心な水道水を町民に供給することを目的に、簡易水道施設の効率的で適切な管理運営に努めてまいります。

令和 7 年度の簡易水道事業運営方針として、「簡易水道事業全体計画」に基づき、水道施設の計画的な更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「水道事業における経営戦略」改定を行い、収支均衡に必要な効率化・経営健全化のための取り組み方針について、検討を行ってまいります。

地方公営企業会計移行 2 年目となる本年度においても、引き続き経営の効率化・健全化に努め、必要な体制整備を図ってまいります。

予算編成の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、収入では、営業収益として、水道使用料等のほか、営業外収益として、企業債支払利息に係る一般会計補助金等を含め、収入総額 1 億 328 万 3,000 円を計上しております。

支出では、営業費用として、施設の維持管理に必要な経費、総係費、減価償却費のほか、営業外費用では、企業債支払利息等を含め、支出総額 2 億 7,873 万 4,000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債借入金のほか、償還元金に係る一般会計出資金等を含め、収入総額 4,088 万 7,000 円を計上しております。

支出では、下川浄水場整備事業費のほか、配給水施設整備事業、企業債償還元金、基金積立金等を含め、支出総額 4,256 万 4,000 円を計上しております。

この結果、収支において 167 万 7,000 円の不足となりますが、この不足額につきましては、引継金、消費税資本的収支調整額、内部留保資金で補填する計画であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

次に、議案第 95 号 令和 7 年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、超高齢化社会に対応した医療、介護、福祉等の総合的な視点をもって、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、地域に適した医療提供体制を維持し、安定した病院運営を進めてまいりたいと考えております。

令和 7 年度の病院事業運営方針として、1 日平均患者数を入院では 30 人、外来では 65 人に設定し、診療体制につきましては、内科医師 2 名のほか、旭川医大等及び北海道地域医療振興財団からの医師派遣を継続し、安定した診療体制を図り、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

さらに、診療機能の充実に向け、必要な医療器械等の整備を進めることとして、これに必要な費用を計上し、令和 7 年度の予算を編成した次第であります。

以下、その概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額 5 億 7,283 万 2,000 円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費等で 6 億 1,055 万 5,000 円を計上しております。

この結果、収益的収支において 3,772 万 3,000 円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、経営方針、目標などを設定し、経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないように努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る一般会計出資金のほか、器械備品購入費として、国保会計からの他会計繰入金、企業債を合わせて収入総額 3,231 万 8,000 円を計上しております。

また、支出におきましては、生化学自動分析装置の更新など器械備品購入費のほか、企業債償還元金を含めて、支出総額 3,757 万 5,000 円を計上しております。

その結果、収支において 525 万 7,000 円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 93 号から議案第 95 号までは、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 43 諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります山崎^{やまざき}春日^{はるひ}氏は、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

新任の委員候補者につきましては、令和7年4月1日から3年間の任期で石谷^{いしたに めぐみ} 恵美氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

石谷 恵美氏は、下川町民生委員児童委員を務めるなど、福祉行政等に豊富な知識と経験を有し、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者とするものであります。

以上の理由から推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第3号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。なお、3月定例会議の再開は、3月13日、午前10時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時49分 散会